## 迷惑メールフィルタサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

# 目次

第1条	(総則)	2
	(用語の定義)	
	(サービスの内容)	
	(サービスの提供)	
第5条	(利用者の責任)	3
	(免責)	
第7条	(迷惑メール判定基準)	3
第8条	(協議)	3
附則		3

#### 第1条(総則)

株式会社長崎ケーブルメディア(以下「当社」といいます。)は、当社のインターネットサービス、ncmスマートBOXサービス、ながさきスマートネットの加入者を対象に提供する「迷惑メールフィルタサービス」(以下「本サービス」といいます。)に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者(以下「利用者」といいます。)に対し、以下のとおり迷惑メールフィルタサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めるものとします。2 利用者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア総合契約約款、インターネットサービス利用規約、ncmスマートBOXサービス利用規約、ながさきスマートネットサービス約款が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適 用するものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) 迷惑メール

当社システムが、受信者の意図を無視して、無差別かつ大量に一括して送信される広告や架 空請求等を目的とした電子メールであると判断、又はその可能性があると判断したメール

(2) メールヘッダ

メール本文の前にある、差出人や送り先のメールアドレス、メールの送信日時、件名等、電子メールの送受信に必要な情報

(3) メールボックス

メールサーバーが受信した電子メールを、一時的に保存しておく、サーバー上の領域

(4) 迷惑メール隔離ボックス

迷惑メールと判定されたメールを保存するサーバー上の領域

#### 第3条(サービスの内容)

本サービスは、迷惑メールを、当社システムがその時点で妥当と判断する基準(以下「判定 基準」といいます。)に基づいて自動的にフィルタリングし、その判定結果をメールヘッダ に追加して利用者に告知する、又は迷惑メールの受信の機会を減少させることを目的とし たサービスです。

- 2 利用者は、判定結果を利用し、受信したメールソフトの振分け設定等により迷惑メール を選別することができます。
- 3 利用者は、当社会員専用ページ内の設定により、迷惑メールを迷惑メール隔離ボックス に振分け、迷惑メールを受信する機会を減少することができます。
- 4 迷惑メール隔離ボックス内のメールは、14日間フォルダに保存されます。利用者は、 迷惑メール隔離ボックス内のメールをメールボックスへ移動することができます。

#### 第4条(サービスの提供)

本サービスは、当社より発行しているメールアドレス (cncm.ne.jp がつくもの) に対して提供します。

## 第5条(利用者の責任)

利用者は、本サービスの利用に係わる行為とその結果について一切の責任を負うものとします。

2 利用者は、本サービスの利用に伴い、メールの送信者等の第三者から問合せ、苦情等があった場合、自己の責任と費用をもって対応し、解決するものとします。当社は、利用者とメールの送信者等の第三者間の紛争に一切関知しないものとします。

### 第6条(免責)

当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により発生した利用者の損害(メールの送信者等の第三者との間で生じた紛争等に起因する損害を含みます。)に対して、故意又は重大な過失があるときを除き、いかなる責任も負わないものとします。

## 第7条 (迷惑メール判定基準)

メールの内容を、当社が定めた判定条件と照合し、いずれかの条件に合致する場合には、予め当該条件に対応する点数を加算します。

- 2 加算の結果、当社が予め設定した基準値以上であった場合、当該メールは迷惑メールと 判定されます。
- 3 当社は、判定条件や当該条件に対応する点数を随時変更・修正できるものとします。
- 4 利用者は、判定基準の変更を当社に要求することはできません。

## 第8条(協議)

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### 附則

(実施期日)

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。 本規約は、2020年11月1日より改訂の上、実施します。